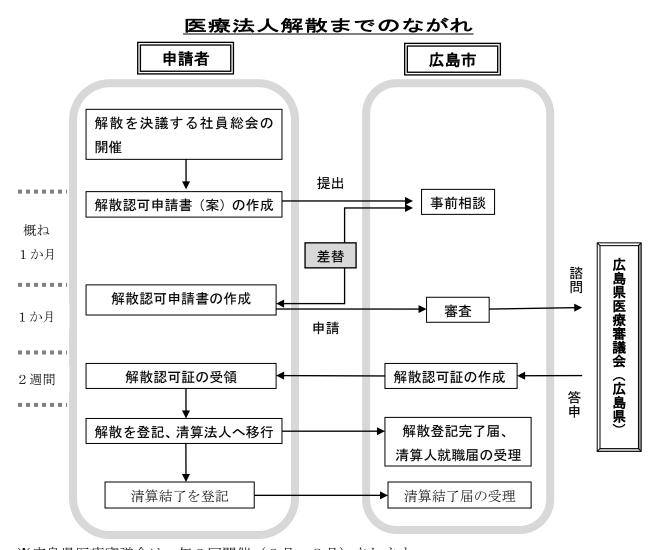
社員総会の決議による医療法人解散のながれ

社員総会の決議により医療法人を解散する場合は、広島県医療審議会の開催にあわせ、原則として次の基準日における財産目録、財産目録の明細、貸借対照表及び損益計算書を作成し、受付期間内に解散認可申請書(案)(押印不要)を1部提出してください。

なお、解散認可申請書(案)の提出から、医療法人が解散し、清算が終了するまでの流れは図のとおりです。

広島県医療審議会	基準日	解散認可申請書(案)の受付期間(※)
第1回(8月開催)	2月末日	5月18日~5月31日
第2回(2月開催)	7月31日	10月18日~10月31日

(※) 受付期間は、土曜日、日曜日、休日を除く。



※広島県医療審議会は、年2回開催(2月、8月)されます。